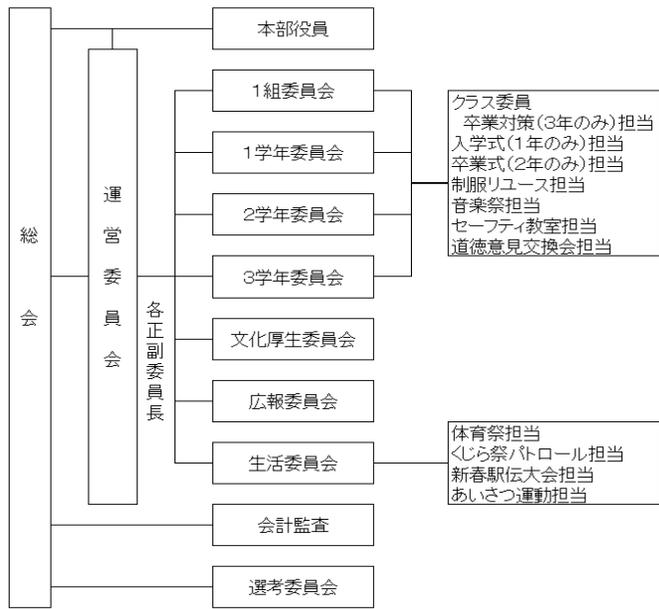


改正前			改正後			改正点
第一章	名 称	第一条 この会は昭和中学校 P T A とい、事務所を同校内におく。	第一章	名 称	第一条 この会は昭和中学校 P T A とい、事務所を同校内におく。	
第二章	目 的	第二条 この会は会員が協力して家庭・社会・学校の教育環境をよくし、生徒のしあわせな成長をはかり、会員相互の教養を高め親睦をはかることを目的とする。	第二章	目 的	第二条 この会は会員が協力して家庭・社会・学校の教育環境をよくし、生徒のしあわせな成長をはかり、会員相互の教養を高め親睦をはかることを目的とする。	
第三章	活 動	第三条 この会は目的達成のため、次の活動を行う。 1. 生徒の健全育成に関すること。 2. 会員の研修に関すること(講演会、研究会、懇談会、音楽会および映画演劇会等)。 3. 学校の施設設備充実に関すること。 4. 会員相互の親睦理解および福利厚生に関すること。 5. その他この会の目的達成に必要なこと。	第三章	活 動 方 針	第三条 この会は教育を本旨とする民主的かつ自主的な団体として、生徒の健全な育成や福祉のため、またこの会の会員相互の親睦理解および福利厚生のために活動する。 目的達成のため、次の方針に基づき活動を行う。 1. 学校の教育活動の助成に協力するが、学校の教育方針や経営管理には干渉しない。 2. 目的を同じくする地域の機関や団体と連携しその事業に協力する。 3. この会および会員は、この会の名で、営利的、宗教的、政治的、その他この会の目的以外の活動に一切関与しない。 4. この学校に在籍するすべての生徒は、保護者がこの会の会員であるか否かにかかわらず、活動の成果を享受することができる。	章題および、内容全面変更
第四章	会 員	第四条 会員は本校の父母またはこれに代わる保護者(以下「保護者等」という) および本校教職員とする。	第四章	会 員	第四条 この会の会員となることができる者は次のとおりとする。 1. 昭和中学校に在籍する生徒の保護者 2. 昭和中学校に勤務する教職員	内容全面変更
第五章	委員会の構成 および任務	第五条 会員は、いずれかの委員会に所属する(役員、会計監査および選考委員は除く)。 第六条 この会に次の委員会をおく。 1. 学年委員会 2. 文化厚生委員会 3. 広報委員会 4. 生活委員会 5. 一組委員会 第七条 委員会の委員の構成については、細則で定める。 第八条 各委員会はこの会の目的達成のために活動する。 委員の任期は1年とする。	第五章	委員会の構成 および任務	第五条 各委員会は、会員である保護者、教職員によって構成される(役員、会計監査および選考委員は除く)。 第六条 この会に次の委員会をおく。 1. 学年委員会 2. 文化厚生委員会 3. 広報委員会 4- 生活委員会 4. 一組委員会 第七条 委員会の委員の構成については、細則で定める。 第八条 各委員会はこの会の目的達成のために活動する。 委員の任期は1年とする。	内容変更  生活委員会削除 項番数字繰上げ
第六章	機 関	第九条 この会には次の機関をおく。 1. 総会 2. 運営委員会 3. 役員会 第十条 総会はこの会の最高議決機関である。年度はじめに定期総会を開き前年度の活動および決算報告を行う。また、新年度の役員他、活動計画および予算の承認を得る。 ただし、会員の1/3以上の要求があるときは臨時総会を開く。 総会は委任状を含め構成員の1/3以上をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で役員および各委員会の正副委員長をもって構成し、この会の円滑な運営をはかるために審議し執行する。 役員会はこの会の全体の運営を推進する。	第六章	機 関	第九条 この会には次の機関をおく。 1. 総会 2. 運営委員会 3. 役員会 第十条 総会はこの会の最高議決機関である。年度はじめに定期総会を開き前年度の活動および決算報告を行う。また、新年度の役員他、活動計画および予算の承認を得る。 ただし、会員の1/3以上の要求があるときは臨時総会を開く。 総会は委任状を含め構成員の1/3以上をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決する。 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で役員および各委員会の正副委員長をもって構成し、この会の円滑な運営をはかるために審議し執行する。 役員会はこの会の全体の運営を推進する。	
第七章	選 考 委 員 会	第十四条 この会に選考委員会をおく。 第十五条 選考委員会は選出された6名以上(保護者等)および教職員2名をもって構成する。 第十六条 選考委員は会員の中から選出細則により選出される。 第十七条 選考委員会は互選により委員長、副委員長を選出する。委員長は必要に応じて委員を招集する。 第十八条 選考委員会は次年度役員、会計監査、選考委員を選出細則により選出する。 第十九条 選考委員の任期は定期総会までとし、再選を妨げない。 第二十条 選考委員は、次年度役員および会計監査にはなれない。ただし、本人が希望し、かつ P T A 会長の承認を得た場合、特例として認める。	第七章	選 考 委 員 会	第十四条 この会に選考委員会をおく。 第十五条 選考委員会は選出された6名以上(保護者)および教職員2名をもって構成する。 第十六条 選考委員は会員の中から選出細則により選出される。 第十七条 選考委員会は互選により委員長、副委員長を選出する。委員長は必要に応じて委員を招集する。 第十八条 選考委員会は次年度役員、会計監査、選考委員を選出細則により選出する。 第十九条 選考委員の任期は定期総会までとし、再選を妨げない。 第二十条 選考委員は、次年度役員および会計監査にはなれない。ただし、本人が希望し、かつ P T A 会長の承認を得た場合、特例として認める。	保護者等→保護者
第八章	役 員	第二十一条 この会に次の役員をおく。 1. 会 長 1 名 (保護者等) 2. 副会長 3 名 (保護者等 2 名、教職員 1 名) 3. 書 記 5 名 (保護者等 3 名、教職員 2 名) 4. 会 計 4 名 (保護者等 3 名、教職員 1 名) なお、周年行事および昭島市立公立中学校 P T A 協議会、東部ブロックの担当校の年はこの限りではない。 第二十二条 役員は会員の中から選出細則により選出される。	第八章	役 員	第二十一条 この会に次の役員をおく。 1. 会 長 1 名 (保護者) 2. 副会長 3 名 (保護者 2 名、教職員 1 名) 3. 書 記 5 名 (保護者 3 名、教職員 2 名) 4. 会 計 4 名 (保護者 3 名、教職員 1 名) なお、周年行事および昭島市立公立中学校 P T A 協議会、東部ブロックの担当校の年はこの限りではない。 第二十二条 役員は会員の中から選出細則により選出される。	保護者等→保護者 保護者等→保護者 保護者等→保護者 保護者等→保護者

改正前			改正後			改正点
		<p>第二十三条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長はこの会を代表し、総務をつかさどり、総会、運営委員会および役員会を招集し、議事運営をはかる。</li> <li>2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理となる。</li> <li>3. 書記はこの会の会務を整理する。また総会および会長招集の諸会合の議事を記録する。</li> <li>4. 会計はこの会のすべての金銭の収入支出に関する事項をつかさどり、総会に決算報告をする。</li> <li>5. 役員はこの会のすべての会合に出席し、運営上必要な意見を述べることが出来る。</li> </ol> <p>第二十四条 役員の仕事は定期総会までとし、再選を妨げない。</p>			<p>第二十三条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長はこの会を代表し、総務をつかさどり、総会、運営委員会および役員会を招集し、議事運営をはかる。</li> <li>2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその代理となる。</li> <li>3. 書記はこの会の会務を整理する。また総会および会長招集の諸会合の議事を記録する。</li> <li>4. 会計はこの会のすべての金銭の収入支出に関する事項をつかさどり、総会に決算報告をする。</li> <li>5. 役員はこの会のすべての会合に出席し、運営上必要な意見を述べることが出来る。</li> </ol> <p>第二十四条 役員の仕事は定期総会までとし、再選を妨げない。</p>	
第九章	会計	<p>第二十五条 この会の経費は会費その他をもってあてる。会費は年額2500円（傷害保険、賠償責任保険加入費含む）とする。</p> <p>第二十六条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>第二十七条 会員は会費を所定の日に納入するものとする。また、転入者、転出者があった場合は下記の方法で処理する。</p> <p>〔転入者からの徴収〕 1学期中……全額 2学期中……半額 3学期中……免除 〔転出者への返金〕 1学期中……半額 2学期中……半額 3学期中……なし</p> <p>ただし、転出者は在学中に連絡すること。</p> <p>第二十八条 予算の補正および予備費の流用は運営委員会の承認を経なければならない。</p>	第九章	会計	<p>第二十五条 <b>この会の経費は年度ごとの会費その他をもってあてる。</b> <b>会費はその年度ごとに総会の承認を得て決定する。</b></p> <p>第二十六条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>第二十七条 会員は会費を所定の日に納入するものとする。また、転入者、転出者があった場合は下記の方法で処理する。</p> <p>〔転入者からの徴収〕 1学期中……全額 2学期中……半額 3学期中……免除 〔転出者への返金〕 1学期中……半額 2学期中……半額 3学期中……なし</p> <p>ただし、転出者は在学中に連絡すること。</p> <p>第二十八条 予算の補正および予備費の流用は運営委員会の承認を経なければならない。</p>	内容全面変更
第十章	会計監査	<p>第二十九条 この会に会計監査3名（保護者2名、教職員1名）をおく。</p> <p>第三十条 会計監査は会員の中から選出細則により選出される。</p> <p>第三十一条 会計監査は役員、委員を兼任することは出来ない。</p> <p>第三十二条 会計監査は会計状況を監査し、その結果を総会に報告する。</p> <p>第三十三条 会計監査の任期は定期総会までとする。</p>	第十章	会計監査	<p>第二十九条 この会に会計監査3名（保護者2名、教職員1名）をおく。</p> <p>第三十条 会計監査は会員の中から選出細則により選出される。</p> <p>第三十一条 会計監査は役員、委員を兼任することは出来ない。</p> <p>第三十二条 会計監査は会計状況を監査し、その結果を総会に報告する。</p> <p>第三十三条 会計監査の任期は定期総会までとする。</p>	
第十一章	雑則	<p>第三十四条 本会は細則により会員及び生徒に弔慰金を贈る。</p> <p>第三十五条 この会則の改正は総会の議決を経なければならない。</p> <p>第三十六条 この会則に必要な細則は運営委員会によって定めることが出来る。</p> <p>第三十七条 学校長はこの会に職務上の意見を述べることが出来る。</p>	第十一章	雑則	<p>第三十四条 本会は細則により会員及び生徒に弔慰金を贈る。</p> <p>第三十五条 この会則の改正は総会の議決を経なければならない。</p> <p>第三十六条 この会則に必要な細則は運営委員会によって定めることが出来る。</p> <p>第三十七条 学校長はこの会に職務上の意見を述べることが出来る。</p>	
第十二章	附則	<p>この会則は平成19年4月1日から改正施行する。</p> <p>この会則は平成21年5月9日から改正施行する。</p> <p>この会則は平成25年4月1日から改正施行する。</p> <p>この会則は平成26年4月1日から改正施行する。</p> <p>この会則は平成27年5月9日から改正施行する。</p> <p>この会則は平成29年5月13日から改正施行する。</p>	第十二章	附則	<p>この会則は平成19年4月1日から改正施行する。</p> <p>この会則は平成21年5月9日から改正施行する。</p> <p>この会則は平成25年4月1日から改正施行する。</p> <p>この会則は平成26年4月1日から改正施行する。</p> <p>この会則は平成27年5月9日から改正施行する。</p> <p>この会則は平成29年5月13日から改正施行する。</p> <p><b>この会則は令和7年5月10日から改正施行する。</b></p>	附則追加
PTA会則施行細則	<p>第一条 この細則は、会則第五章の規定により必要な事項を定める。</p> <p>第二条 会則第五条に基づき会員は新年度学級編成後、速やかに所属申込書を提出する。</p> <p>第三条 会則第七条に定める各委員の構成は次のとおりとする。ただし、活動に支障をきたす人数の場合は委員会を休止することも妨げない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学年委員会は1年学年委員会、2年学年委員会、3年学年委員会とし、学級ごとに選出された委員および学年担当教職員で構成する。</li> <li>2. 文化厚生委員会は、学級ごとに選出された委員および教職員で構成する。</li> <li>3. 広報委員会は、学級ごとに選出された委員および教職員で構成する。</li> <li>4. 生活委員会は、学級ごとに選出された委員および教職員で構成する。</li> <li>5. 1組委員会は委員2名と学級担当教職員で構成する。</li> </ol> <p>第四条 各委員会は、委員の互選により委員長、副委員長を選出する。</p> <p>附則 この細則は平成21年5月9日から改正施行する。</p>	PTA会則施行細則	<p>第一条 この細則は、会則第五章の規定により必要な事項を定める。</p> <p><del>第二条 会則第五条に基づき会員は新年度学級編成後、速やかに所属申込書を提出する。</del></p> <p><del>第三条 会則第七条に定める各委員の構成は次のとおりとする。ただし、活動に支障をきたす人数の場合は委員会を休止することも妨げない。</del></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学年委員会は1年学年委員会、2年学年委員会、3年学年委員会とし、<b>学級ごと</b>に選出された委員および学年担当教職員で構成する。</li> <li>2. 文化厚生委員会は、<b>学級ごと</b>に選出された委員および教職員で構成する。</li> <li>3. 広報委員会は、<b>学級ごと</b>に選出された委員および教職員で構成する。</li> <li><del>4. 生活委員会は、学級ごとに選出された委員および教職員で構成する。</del></li> <li>4. 1組委員会は委員<b>若干名</b>と学級担当教職員で構成する。</li> </ol> <p><b>第三条 附則</b> 各委員会は、委員の互選により委員長、副委員長を選出する。</p> <p>この細則は平成21年5月9日から改正施行する。</p> <p><b>この細則は令和7年5月10日から改正施行する。</b></p>	<p>第二条削除 条項数字繰上げ</p> <p>「学級ごとに」削除</p> <p>「学級ごとに」削除</p> <p>「学級ごとに」削除</p> <p>生活委員会削除 条項数字繰上げ、 2名→若干名 条項数字繰上げ</p> <p>附則追加</p>		

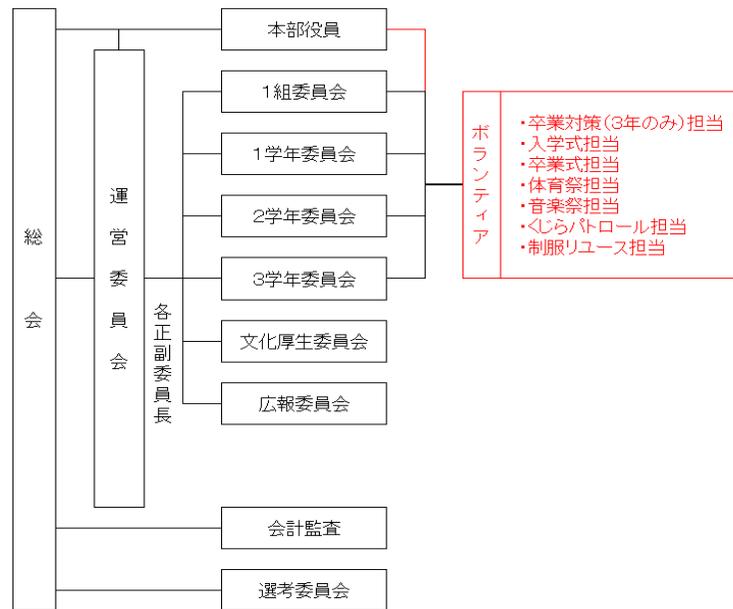
改正前		改正後		改正点												
選出細則	選出は次のとおり行う。 1. 会員に公示し立候補・推薦は役職別に受付ける。 2. 教職員の役員選出は教職員によって決める。 3. 候補者は、選考委員会で協議調整し、総会の承認を得るものとする。 4. 選考委員会は定期総会までに事務が完了するよう、事務手続き等を定め執行するものとする。	選出細則	選出は次のとおり行う。 1. 会員に公示し立候補・推薦は役職別に受付ける。 2. 教職員の役員選出は教職員によって決める。 3. 候補者は、選考委員会で協議調整し、総会の承認を得るものとする。 4. 選考委員会は定期総会までに事務が完了するよう、事務手続き等を定め執行するものとする。													
附則	この細則は平成21年3月14日から改正施行する。 この細則は平成21年5月9日から改正施行する。	附則	この細則は平成21年3月14日から改正施行する。 この細則は平成21年5月9日から改正施行する。													
弔慰金細則	会則第三十四条により弔慰金の細則を別表により定める。	弔慰金細則	会則第三十四条により弔慰金の細則を別表により定める。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>5000円</td> <td>                             会員、生徒ともに同額                              生花または同額の弔慰金（生花の場合、消費税を加算する）                         </td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	備考	死亡	5000円	会員、生徒ともに同額 生花または同額の弔慰金（生花の場合、消費税を加算する）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡</td> <td>5000円</td> <td>                             会員、生徒ともに同額                              生花または同額の弔慰金（生花の場合、消費税を加算する）                         </td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	備考	死亡	5000円	会員、生徒ともに同額 生花または同額の弔慰金（生花の場合、消費税を加算する）	
項目	金額	備考														
死亡	5000円	会員、生徒ともに同額 生花または同額の弔慰金（生花の場合、消費税を加算する）														
項目	金額	備考														
死亡	5000円	会員、生徒ともに同額 生花または同額の弔慰金（生花の場合、消費税を加算する）														
附則	この細則は平成18年4月1日から改正施行する。 この細則は平成27年5月9日から改正施行する。	附則	この細則は平成18年4月1日から改正施行する。 この細則は平成27年5月9日から改正施行する。													

組織形態



※運営委員会とは…本部役員及び各委員会(会計監査・選考を除く)の正副委員長で構成される。開催日につきましては、第1回運営委員会で決まります。

組織形態



※運営委員会とは…本部役員及び各委員会(会計監査・選考を除く)の正副委員長で構成される。開催日につきましては、第1回運営委員会で決まります。

担当をボランティアとして集約  
本部もボランティアにつなげる

「生活委員会」削除